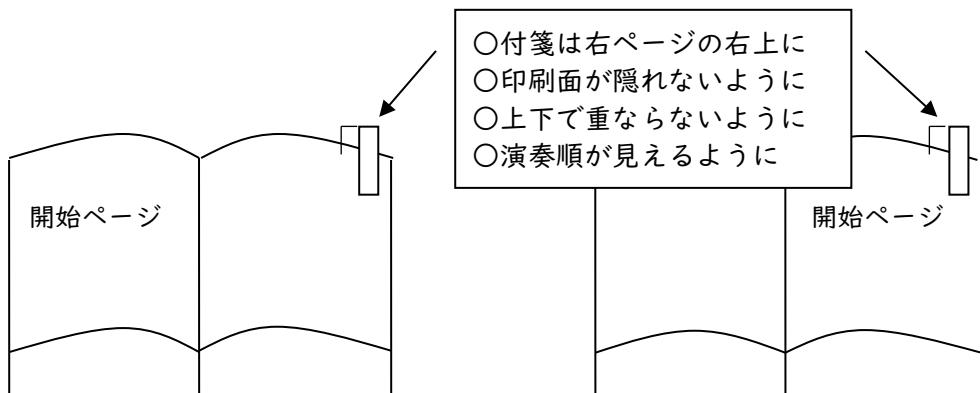


## 演奏曲の楽譜提出についての注意

演奏曲の選曲に当たっては、著作権法に抵触しない楽譜をグループ全員分揃えてください。

### I 楽譜の提出について

- ① 楽譜の表紙に部門、部・グループ、団体名を明記してください。
- ② 演奏順を書いた付箋(適切な長さ)を各曲の始まる見開きページの右上に付けてください。
- ③ 付箋は審査員がワンタッチで開ける場所に、印刷面が隠れないように余白に付けてください。
- ④ 同じ楽譜から複数曲演奏する場合は、演奏順を記入した付箋を上下で重ならないようにしてください。



### II 市販の楽譜が絶版、品切れ等で入手できない場合

市販の楽譜が絶版、品切れ等で入手できない場合は次の手続きを取って提出してください。

- ① 楽譜の出版元に連絡し、相談してください(許可が下りない場合もありますので、早めに確認してください)。また出版元が解散、倒産等により連絡が取れない場合は、日本楽譜出版協会(03-3257-8797)に問い合わせてください。
- ② 出版元を始め、楽曲の権利管理団体などからコピーの許諾書を得た後、(一社)日本音楽著作権協会(以下 JASRAC)複製部出版課(03-3481-2170)に申請し、許諾番号と許諾証紙入手してください。
- ③ コピーした楽譜に許諾番号を記入し許諾証紙を貼付したものを、コピーの許諾書とともに提出してください。

### III 未出版の場合

- ① 未出版の楽譜を演奏曲として演奏する場合、作詞・作曲・編曲などその曲の著作権者からの演奏許諾書を得て、楽譜と共に提出してください。

例: 未出版の楽曲「〇〇〇」を〇〇〇〇(団体名)が〇〇コンクールで演奏することを許諾します。  
許諾者名 〇〇〇〇

- ② コピー譜を作成する場合は、上記のように JASRAC に申請し、その許諾についても文書に記載してください。また、Web 上に公開されている楽譜を使用する際も、グループ人数分など必要部数を購入の上、購入したことを証明できる書類(購入完了メールや領収書など)を楽譜と併せて提出してください。なお、「ダウンロード・フリー」の表示のみでは印刷使用できません。「プリントアウト・フリー」表示の楽譜は、印刷使用できます。

### IV 楽譜の改変について

楽譜の改変とは、部分省略、移調、楽器の追加や変更などのことです。演奏曲の改変を行う場合は、著作権者(作詞・作曲・編曲者など)の許可が必要です。必ず事前に著作権者全員から改変の許諾書を得て、楽譜に改変内容を記入の上、提出してください。

### V その他

海外出版社の作品など、JASRAC の管理外の場合があります。その際は、直接海外の出版社や著作権者に連絡を取り手続きをする必要がありますので、ご注意ください。